

外貨貸し制度

I 本制度の意義

昭和47年8月18日、大蔵省は「日本輸出入銀行等の政府関係機関及び外国為替公認銀行の対居住者外貨貸しについて」の新聞発表を行ない、その後、実施要領の細目の検討と所要の手続を終つて、同年9月22日、外貨貸し制度が実施に移された。

この外貨貸し制度とは外国為替管理令第13条第1号において、「居住者その他の居住者との間の貸付……に関する契約に基づく外貨債権」と述べているところのものである。従来、日本国内では「円」による取引が原則であるとの考え方から、当局としてはこうした債権の取得についての許可に消極的態度をとつてきており、外国為替公認銀行の輸入ユーザンス、日本開発銀行による世銀借款の転貸等、僅かの例外しか認めていなかったが今回の外貨貸し制度の実施は、一定の要件を備えた場合、日本輸出入銀行等政府関係機関及び外国為替公認銀行が外貨により貸し付けることを認めようとするものである。

従前から、外国の銀行等と外貨により取引を行つてきている外国為替公認銀行にとつては、本制度の実施は、国内においても外貨により取引が出来るという業務の拡大に過ぎないかも知れないが、円による貸付けしか考えていなかった日本輸出入銀行等にとつては全く新しい要素の多い業務であり、しかも、外貨取引についてのリスクヘッジの途がなく、民間の為替リスクを自ら負うこととなる制度である。

II 本制度の目的

こうした政策的色彩の濃厚な制度を創設したのは、一口で言えば、わが国の海外投資を促進するためである。

昨年の新聞発表では、本制度の目的を次のように述べている。

「最近における国際収支の状況にかんがみ、海外投資の活発化のための外貨資産の多面的活用が期待されているところ、従来ともすれば為替リスクの点から海外投資を手控えようとする向きがあるので、日本輸出入銀行等の政府関係機関及び外国為替公認銀行が海外投資を行おうとする居住者に貸し付ける資金の一部について外貨による貸付けを認めることにより、資源開発を含む海外投資の一層の促進をはかることとする」

昨年8月当時は、輸出の高水準、輸入の伸び悩みにより経常収支の黒字が大きいのに、長期資本流出はさほど大きな

く、外貨準備の累増が続いていた時期であつた。この国際収支の不均衡の是正のためには基本的には経常収支対策が主体となるべきであり、輸出の過度の急増の抑制、輸入の促進の措置をとるべきだとしても、これらは経済構造の変革を伴わなければ大きな効果を期待できず、短期的に所期の効果を挙げ得るものではない。これに比較すると資本輸出促進策は即効的効果があり、緊要である。

同時に、わが国は海外投資の水準が、米国、又は欧州諸国と比較して低く、政府としては、外貨準備高の増加を考慮して、昭和44年以降、海外直接投融資、不動産取得の自由化措置をとりつづけてきたが、国際通貨情勢の不安定さが海外投融資を手控えさせるにいたつた。

このため、民間の海外投融資に要する資金の一部を外貨により借入れる途を開いて、海外投融資を促進し、ひいては国際収支均衡化の一助となすことを、この外貨貸し制度は狙いとしたのである。

III 外貨貸しの内容

外貨貸し制度は、前述のごとく昨年9月22日から実施に移され、利用度も高かつたが、わが国の海外投資水準が欧米に比して低水準にあり、企業の海外進出を、さらに促進すべきであるとの観点から、本年5月、外貨貸付け比率の引上げ、貸付けの使途の拡大、申請手続の簡素化を図り、一層利用し易い制度とした。

以下、改正点も考慮に入れて、現行の外貨貸し制度の内容を紹介する。

1. 外貨貸しの機関、貸付けの対象

外貨貸しの対象としては、海外直接投資及び輸入前払いを考えているところから、外貨貸しの機関を、従来から海外投資金融を行なっている日本輸出入銀行、石油開発公団、金属鉱業事業団、海外経済協力基金の4政府関係機関と外国為替公認銀行に限定している。

各政府関係機関については各々根拠法令及び業務方法書等によつて機能が定められており、各機関は重複することなく、海外投資金融の一部を担当しているが、それら各機関の外貨貸しの対象について、若干、詳しく述べてみよう。

(1) 日本輸出入銀行

イ 重要物資の輸入前払金融

日本輸出入銀行法、又は業務方法書では、日本輸出入銀行は重要物資にかかる金融が可能となつていますが、輸入物資は本邦に到着すれば、その時点から為替リスクがなくなるもの

と考えられるので、外貨貸しは原則として輸入前払金融についてだけ出来るものとし、貨物の本邦到着後の金融は円金融に委ねることとしている。

外貨貸し対象品目については、本年5月の外貨貸し制度改正に当たり品目の限定を削除したので、日本輸出入銀行法、又は業務方法書上、輸入金融が可能である重要物資について、すべて外貨貸しを為し得ることとなっている。現状のところは、重要物資としては、金属鉱物、金属、石油、石油ガス、天然ガス、石炭、木材等の天然資源、航空機等が列記されている。

重要物資とは別個に、国際収支対策のための緊急輸入物資の概念があり、ウラン、航空機等が挙げられるが、これらについては、特例として、輸入後金融についても外貨貸しを適用することがあり得ることも一言しておく。

ロ 海外投資金融

(イ) 投資金融

以下の場合、すべて外貨貸しを行い得る。

- (a) 外国法人に出資し、もしくはその株式を取得し、または外国法人に設備等を貸し付けるために必要な資金の貸付け
- (b) 当該本邦業者の出資にかかる外国法人（現地合弁法人）に出資しようとする外国政府等、外国法人および外国人に対して当該出資に要する資金を貸し付けるために必要な資金の貸付け
- (c) 外国政府等または外国法人に対して貸し付けるために必要な資金で、当該外国政府等または外国法人が本邦外において行う事業に必要な長期資金の貸付け

(ロ) 海外事業金融

本邦業者に対する、その本邦外において行う事業に必要な長期資金の貸付け

(ハ) 開発事業金融

本邦業者が外国政府等に対して本邦外で行う事業に必要な設備資金等を貸し付けるために必要な資金の貸付け

(2) 石油開発公団

みずから、又は資金を供給することにより、海外において石油等の採鉱を行い、わが国への石油等の安定的、かつ低廉な供給をはかる本邦法人又は本邦人に対して、海外における石油等の採鉱に必要な資金を貸し付ける場合、外貨貸しを行い得る。

(3) 金属鉱業事業団

海外において金属鉱物の採鉱を行う金属鉱業を営む本邦法人（外国法人が行う金属鉱物の採鉱に必要な資金を供給する本邦法人を含む。）に対して、海外（東南アジア地域その他の開発途上にある海外の地域——海外経済協力基金の業務となる——を除く。）における銅鉱、亜鉛鉱、ニッケル鉱、ボーキサイト、鉛鉱、マンガン鉱、ウラン鉱およびクロム鉱の採鉱に必要な資金を貸し付ける場合、外貨貸しを行い得る。

(4) 海外経済協力基金

東南アジア地域その他の開発途上にある海外の地域の産業の開発に寄与し、かつ、本邦との経済交流を促進するため緊

急と認められる事業のために必要な資金、および開発事業の準備のための調査または開発事業の試験的实施のために必要な資金のうち、本邦法人または本邦人が海外投資として行うのに要する資金を貸し付ける場合、外貨貸しを行い得る。

なお、基金の貸付けは、日本輸出入銀行および一般の金融機関から通常の条件により資金の貸付けを受けることが困難と認められる場合に行われる。

(5) 外国為替公認銀行

日本輸出入銀行等との協調融資により、或いは外国為替公認銀行が単独で、本邦居住者に対して貸し付ける場合で、かつ、当該資金が次の使途に充てられるとき、外貨貸しの許可を与えることとしている。

イ 海外直接投資等

外貨貸しを認めるのは次の場合に限られる。

- (イ) 経営参加を目的とする外貨証券の取得（間接投資は除外される。）
- (ロ) 外国法人または外国人への貸付け
- (ハ) 海外支店（海外事業所を含む。）の設置および運営に必要な資金
- (ニ) 海外における鉱業権等の取得
- (ホ) 海外における不動産の取得（借地権等の取得を含む。）

ロ 輸入前払

輸入物資の品目の限定は本年5月の制度改正で外されたが、輸銀の場合と同様、輸入物資の本邦到着までの期間が外貨貸しの期間となる。

2. 外貨貸しの条件

(1) 期間および金利

政府関係機関については、期間、金利とも業務方法書等に定められた範囲内で、借入人と契約するところによるが、金利は原則として同種案件についての円貸付けと同様又はそれ以上でなければならない。

これは、外貨貸し制度が海外投資にかかる為替リスクの回避を目的としたものであつて、利子補給に代わる措置ではなく、また、円金融を阻害しないという建前をとつていたので貸付条件を円金融よりソフトにすることを避けるといつた理由に基づく。なお、金利が同等であつても為替リスクカバーのコストを考慮すると、借手にとり、円金融より外貨貸しの方が非常に有利なはずである。

外国為替公認銀行については、貸付けの期間、金利とも居住者との契約に委ねており、とくに何の指導もしていない。実体的には、外国為替公認銀行は外貨貸しの原資をユーロ달러、或いはドルコール市場に求めているものと思われ、金利はユーロ달러レート+0.75~1.5%というケースがほとんどである。

(2) 外貨貸付け割合

外貨貸しに際して円金融を阻害しないとの配慮から、貸付けを全額、外貨で行うことを認めておらず、円貸付けを同時に行うこととしている、この外貨と円貨の並行貸付けは、海

外投資が本来、民間の自主的な発意で行われる以上、それにかかる為替リスクすべてを貸付機関（政府関係機関の場合、最終的には政府）が負担することは適当でなく、少なくとも一部は投資者自身が負担すべきであるとの考え方にも因っている。

その際の貸付け割合は、従来、外貨7割、円貨3割だったが、本年5月の制度改正において、海外投融資の一層の促進策として企業の為替リスクを軽減することとし、外貨9割、円貨1割で貸し付け得ることとした。この比率は資金の引出し時においても同様であるが、返済に際しても、返済額は外貨9割、円貨1割（本年4月までの貸付けでは外貨7割、円貨3割）の割合で貸付け残高から差し引かれることとなる。

（3）その他の条件

昨年8月18日の新聞発表では、外貨貸しの許可基準として次の3点を挙げている。

「(イ)外貨貸しによらなければ実施が困難なものに限ること。すなわち、本制度によつてはじめて外貨の流出又は将来の外貨流出の繰り上げが行われるような案件が対象となるのであつて、円金融によつても外貨流出が期待されるものは除かれる。

(ロ)貸し付けられた外貨は、必らず国外に持ち出されること。従つて投資資金のうち本邦からの輸出に充てられることが明らかなものは除かれる。

(ハ)円金融を阻害しないため、原則として貸付けは一部円貨、一部外貨によること。」

第1点については、その適否の審査はきわめて難しいが、すでに全部、又は相当部分が円により貸付けが行われているような案件は外貨貸しの対象から除くこととし、新規案件についてのみ、外貨貸しの適用があるとの基準で案件を処理している。

第2点については、外貨貸し制度創設の目的の一つが外貨流出促進にあるところから、貸し付けられ、海外に流出した外貨が輸出代金の受領の形で再び国内に還流し、わが国の市場で、再び売られることは適当でない。また、通常の延払輸出等について為替リスク保険が創設されていない現在、投融資の形をとると、実質、延払輸出の為替リスクが救済されるということはいかにもおかしい。そういった観点から当然の措置であり、許可に当たつても資金運用計画書、外貨送金報告書等の資料によりこの点を特に留意しており、輸出代金の支払いに充てられる可能性の強いものについては外貨貸付額の計算から除くこととしている。

第3点については前項に述べた通りである。

IV 外貨貸し原資の調達方法

政府機関が外貨貸しを行うのに要する外貨資金の調達方法について新聞発表では次のように述べている。

「日本輸出入銀行等の政府関係機関については、円を対価として購入する外貨を原資として外貨貸付けを行うこととす

る。」

各政府関係機関には、財政投融资、政府出資金により財政資金が供給されているが、各機関は手持ちの円資金で為替市場から外貨を購入して外貨貸しを行つている。そのため、財政投融资は円によるものと外貨によるものとに二元化されることなく、従前通り、一元的に計画されている。この方式による場合、外貨貸しに伴う為替リスクは、それぞれの貸付機関が負うこととなり、各機関の責任と計算の下に処理される。しかし、一時に多額の為替損失が発生する等の事態により業務の運営に支障が生ずることもあり得るが、そうした場合、政府としてもその状況に応じ適切な措置を講ずることになるであろう。

外国為替公認銀行については、すでにユーロダラー取入れ、ドルコール市場からの取入れ等、種々の外貨資金調達の途をもつており、輸出入ユーザンス等外貨金融も行つているので、外貨貸し制度に対応して新しい外貨資金調達の方法を設ける必要はない。しかも、本措置とは別個に、従来から行つている外国為替資金特別会計から主要な外国為替公認銀行への外貨預託が充実、継続して行われている。また、外貨貸しにより外国為替公認銀行がこうむる為替リスクは、銀行が外貨債権に見合う外貨債務をもつ等の方法により自由にリスクカバーし得るので政府関係機関におけるような問題は生じない。

V 許可申請の手続

外貨貸しを行う場合、外国為替管理令第13条に基づき、債権の発生 of 当事者となることの許可申請が必要であるが、許可申請者は、事務処理の都合もあつて、貸付けを行う者としており、所定の許可申請書に許可申請説明書、債務者の資金運用計画書等を添付したうえで、日本銀行を通じて申請することとしている。

許可は、法律上、大蔵大臣が行うこととなつていますが、外貨貸し制度が軌道に乗つてきたこともあり、事務の簡素化、迅速化のため、本年5月の制度改正に際して、外国為替公認銀行が、100万ドル以下の外貨貸しを、単独、若しくは他の外国為替公認銀行と協調して行う場合には、原則として日本銀行に許可事務を委任することとした。したがつて、大蔵省が処理しているのは、外貨貸付額が100万ドルを超えるもの、日本輸出入銀行等政府関係機関が単独で貸し付けるもの、政府関係機関と外国為替公認銀行が協調して貸し付けるもの等である。

VI 外貨貸しの実績

1. 許可実績

外貨貸し制度を実施して本年3月までの約6か月間の許可実績は第1表の通りであつて、案件数で372件、許可金額で

第1表 外貨貸し許可実績

年 月	案 件 数	許 可 金 額 (外貨貸付額)	円貨貸付額を 含む合計額
47. 9	3	千ドル 5,645	千ドル 8,056
10	34	10,061	14,374
11	61	42,388	60,563
12	76	93,071	133,075
48. 1	60	34,091	48,542
2	45	20,390	29,135
3	93	558,500	660,174
計	372	764,146	953,919

764百万ドル(円貨部分も含めると954百万ドル)となる。昨年8月18日の新聞発表に際して、外貨貸しの47年度中の見通しを15億ドルと説明したことから、外貨貸し制度は目標を大きく下回った実績を挙げるにとどまったとの評価をする向きもある。

しかし、外貨貸しは、多くの場合、送金ベースで申請が行われており、例えば、或るプロジェクトが3億ドルの規模であつたとしても、外貨貸し許可が行われたのは47年度中に送金の必要のあつた数百万ドルにとどまるといつたこともある。そこで、その一部でも許可を行つたプロジェクトの未送金部分を計算すると約7億ドルに達しており、これを考慮すると新聞発表の15億ドルを超える額となる。(勿論、この7億ドル余がすべて外貨貸しとなるとは限らず、計画が具体化するにしがたい、政府機関の出資によることとなるもの、海外での資金調達によるもの、所要機器がわが国からの輸出となるもの等がはつきりし、外貨貸し対象から脱落していく部分も相当額に達すると予想されるので、外貨貸し許可額は15億ドル以下となろう。)

さらに、昨年8月時点で外貨貸し案件として47年度に申請があると期待したものの中には、従来、延払輸出案件として進めてきた大型案件もいくつかあつたが、これらを外貨貸し案件に組み替えるのに手間どり、47年度においてはその一部すらも申請にいたらなかつたものもある。

月別に許可実績をみると、昨年11月以降は件数面で、おおむね60件以上の線を維持し、制度が軌道に乗つたとみられる48年3月には90件台を示している。(件数を見る場合同一企業が数プロジェクトに同一時期に出資、又は資金供給する場合、1件となるので、投資の統計の件数より少くなることに注意する必要がある。)しかし、金額面では大規模案件の有無によつて大きく波を描き、47年12月には50百万ドル以上のものが1件あり、48年3月には3億ドルの緊急輸入ウラン案件のほか、2件の50百万ドル以上の案件があつて、金額が大きくふくらんでいる。

金額別では日本輸出入銀行の半分以上、外国為替公認銀行の95%以上が100万ドル以下の案件であり、投融資形態としては、証券取得(現地法人設立、増資)が300件をこえ、80%に達している。さらに、投資先国別でみると、米国68件、ブラジル57件、韓国45件と続き、10件以上の国としては、インドネシア、シンガポール、オーストラリア、香港、フィリピンがあるが、わが国企業の進出地域として脚光を浴びている地域と当然のことながら一致している。

次に貸付機関別許可実績は第2表のとおりであり、金額的には日本輸出入銀行が圧倒的に多いが、ウラン輸入案件があつたこと、昨年11月以降、その金利体系が海外投資に有利なように改定され、出来るだけ輸銀資金を利用しようとしていること(当然のことながら金額の大きい案件はほとんど輸銀資金使用)から当然のことである。件数では外国為替公認銀行が断然多いが、これには日本輸出入銀行との協調融資分は入っていない。小額で、送金を急ぐ案件で政府関係機関の審査を待てない案件、海外での不動産取得等政府関係機関の融資対象とならない案件が主体である。

第2表 貸付機関別許可実績

	件	千ドル
日 本 輸 出 入 銀 行	52	496,412
石 油 開 発 公 団	1	7,000
金 属 鉱 業 事 業 団	1	17
海 外 経 済 協 力 基 金	27	10,873
外 国 為 替 公 認 銀 行	291	249,844
合 計	372	764,146

2. 本制度が海外投資に与えた効果

海外投融資の許可実績をみると、件数、金額とも、外貨貸し制度創設の発表のあつた47年7～9月から一段と高水準になつている。海外投融資のうち、主として外貨貸し対象となる証券取得、債権取得の47年7月～48年3月の許可合計額は18億ドル余となるが、うち、1件は海外石油開発株のアブダビにおける石油開発案件、7.8億ドルであり、これを除くとこの期間の海外投融資は10億ドルとなる。通常、わが国の海外投資の1/2は輸出に直接結びつくといわれるので、外貨貸し対象となるのは5億ドル位とみられるが、外貨貸し実績(円部分を含む)から海外石油開発株案件、ウラン輸入案件を除くと約4億ドルであり、両者の差は少ない。したがつて、海外投資案件の外貨貸し利用度はきわめて高いものと推察される。

こうしたことから、昨年第2・四半期以降のわが国海外投資の増加傾向をもたらした一つの大きな要因は外貨貸し制度の実施にあつたといつてよく、外貨貸しは所期の効果を挙げているものとわれわれは考えている。